

「保証団体となるための認可を申請する際の添付書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令等の一部を改正する省令案」について

## 1．改正の背景

今般、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号。以下「整備法」という。)で商業登記法の一部が改正され、コンピューターで作成される登記簿(登記事項証明書)が原則化される。これに伴い、関税局が所管する省令上「(法人)登記簿の謄本」を引用している条項について、引用用語の整理を行なうこととする。

## 2．改正の概要

下記の許認可申請の必要な添付書類に「(法人)登記簿の謄本」を規定している。

- (1) 保証団体となるための認可を申請する際の添付書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令(業務課) 保証団体となるための認可申請  
保証団体：自家用自動車の一時的輸入につき、各国税関への共通の申告書類(通関手帳)を発給し、関税等の支払いを保証する団体
- (2) 通関業法施行規則(業務課) 通関業の許可申請
- (3) コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則(調査保税課) 保証団体となるための認可申請
- (4) 物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則(業務課) 保証団体となるための認可申請

これらの引用箇所については、改正商業登記法の内容を反映させるべく、引用用語の整理を行うこととする。具体的には、「(法人)登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

## 3．施行期日等

- (1) 公布日 : 平成17年3月7日(整備法の施行の日)
- (2) 施行期日 : 平成17年3月7日